

平成29年2月10日(金)
於 栃木県公館 大会議室

第170回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 平成 29 年 2 月 10 日 (金)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 17 名

小 瀧 委 員、築 瀬 委 員、森 本 委 員、尾 立 委 員
青 木 委 員、戸 室 委 員、青 山 委 員、半 田 委 員
持 永 委 員 (代)、大 西 委 員 (代)、石 田 委 員 (代)、福 田 委 員 (代)
中 島 委 員、芥 藤 委 員、螺 良 委 員、板 橋 委 員
海 老 原 委 員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから第170回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に栃木県警察本部長 福田正信委員が任命されております。本日は代理で交通規制課長の渡辺千里様が御出席されております。

○12番（福田委員 代理：渡辺様） 本日、本部長は所用で来られませんので、交通規制課長が代理で参りました。よろしくお願いします。

○事務局 以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

それでは、開会にあたりまして、栃木県を代表して印南県土整備部長から御挨拶を申し上げます。

○県土整備部長 県土整備部長の印南でございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、年度末を控え大変お忙しい中、築瀬会長をはじめ委員の皆様には、御足労賜りまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、日ごろから、都市計画行政はもちろんでございますが、県政全般にわたりまして深い御理解と厚い御支援を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

都市計画地方審議会は、都市計画新法が施行されました昭和44年から開催しているわけですが、今回で170回を迎えました。これまでに御審議いただいた案件は3,600件に及び、栃木県の良好なまちづくりの推進に多大なる御支援と御指導を賜ったわけでございます。本日御出席されております委員の皆様はもちろんです、これまでの多くの委員の皆様方に対しまして改めて御礼申し上げるとともに、さらに良好なまちづくりの推進に取り組んでいく考えでございますので、引き続き御支援のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

本日は今年度最後となります都市計画審議会でございますが、道路の案件が2件、建築基準法51条ただし書きに基づく産業廃棄物処理施設の位置についてが2件、合わせて4件の御審議をいただくわけでございます。何とぞ十分な御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、まことに粗辞ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、委員20名のうち出席者は17名となっております。栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、第170回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。築瀬会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本日は、第170回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきます。まず議事録署名委員ですが、1番 小瀧委員、8番 半田委員の御両名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、お手元の「第170回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「足利佐野都市計画道路の変更について」など4件の議案でございます。

なお、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定において、「栃木県情報公開条例」第7条に定めております、個人の権利利益を害するおそれがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますが、第1号議案につきましては、意見書が提出されているため、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議にあたることから、一部非公開といたします。

それでは、第1号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 幹事をしております都市計画課長の西川でございます。座って説明させていただきます。

それでは、第1号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」説明をいたします。第1号議案は、お手元に配付の「議案書」の1ページから3ページにかけて記載しておりますが、2ページの計画書と3ページ的位置図を御覧願います。

今回の変更路線は、赤で表示しております「3・4・3号赤見馬門線」及び「3・5・201号高萩村上線」の2路線となっております。

「3・4・3号赤見馬門線」は、延長約11,500mの幹線街路でございますが、広域幹線道路である国道293号と国道50号を連絡し、佐野市街地の南北方向の骨格を形成する路線となっております。

また、「3・5・201号高萩村上線」は、延長約5,810mの幹線街路でございます。佐野市と足利市を連絡し、市街地南部の東西方向の骨格を形成する路線となっております。

それでは、変更内容について詳しく御説明いたしますので、お手元の「参考資料」の綴りを御用意願います。1ページをお開き願います。右側の平面図を御覧ください。

今回の主な変更は、「3・4・3号赤見馬門線」における工業団地西交差点から国道50号までの約880mの区間について、交差点の道路幅員の変更等となっております。

現在の都市計画道路は黄色の線で示したとおり幅員16mで、昭和38年に決定されたものとなっております。これを赤線で示しましたとおり変更しようとするものでございます。

今回の変更区間の沿線には商業施設などが数多く立地しており、またこの変更しようとする区間の東側の地域には、イオンモールや佐野アウトレットなどの大規模な商業施設が立地していることから、休日の午後を中心として渋滞が発生しています。特に、佐野市街地から国道50号に向かう方向、北から南（平面図では上から下）に向かう車線の渋滞が顕著となっております。県内の主要渋滞箇所指定されるとともに、優先対策箇所にも位置付けされているところでございます。

また、当該区間は小中学校の通学路にもなっておりまして、自転車と歩行者の分離が望まれている区間となっております。

今回の変更は、渋滞の緩和及び歩行者の安全性の向上を図るためのものとなっております。

左下の横断図を御覧ください。

一番上の「現都市計画 標準部・交差点部」という横断図を御覧ください。これは現在の都市計画

道路の横断図となっております。北進・南進とも各1車線の2車線と、自転車歩行者道から成る幅員16mの道路となっております。

上から2番目の「都市計画変更案 標準部」という横断図を御覧ください。この横断図以降が変更案となっております。標準部の幅員は16mで変更はありませんが、南進する交通のうち、当該路線の東側に位置する大規模な商業施設等に向かうための左折交通が多いことから、これに対応するため、道路空間の再配分により、南進方向に左折車両のための付加車線を設置するとともに、両側に自転車通行帯を設置しようとするものでございます。これにより交差点容量を拡大いたしまして渋滞の緩和を図るとともに、自転車・歩行者の安全を図ろうとするものでございます。

次に、上から3番目の「交差点部 A」という横断図を御覧ください。これは、平面図②高萩町北交差点、③高萩町交差点、④高萩町南交差点、⑤高萩交差点、以上の4箇所の交差点の変更案となっております。交差点であるため右折車線を設置する必要があることから、幅員を16mから19mに変更するものでございます。

次に、上から4番目の「交差点部 B」という横断図を御覧ください。これは①工業団地西交差点の変更案となっております。「交差点部 A」と同様に右折車線を設けますが、北進する車線も2車線となっております。これは、本交差点より北側が既に道路空間の再配分により4車線で整備されていることから、安全な道路交通を確保するためには交差点内の車線を正対させる必要があります。このことから、この交差点につきましては4車線とし、幅員を16mから22mに変更するものです。

また、こちらの交差点は、6差路の複雑な形状になっており危険性も高いことから、より安全な十字型の交差点としております。

続きまして、上から5番目と6番目の横断図を御覧ください。こちらは「3・4・3号赤見馬門線」と交差いたします「3・5・201号高萩村上線」の横断図でございます。こちらにも、右折車線の設置と自転車通行帯の確保のため、幅員を12mから16mに変更しようとするものでございます。

この変更案につきましては、関係市である佐野市の意見を聴取しましたところ、平成29年2月2日付で異存ない旨の回答を得ております。

また、この変更案につきましては、平成28年11月22日から12月6日までの2週間公衆の縦覧に供しましたところ、3名の方から意見書が提出されました。その要旨につきましては総括補佐からの説明とさせていただきます。

○議長 それでは、さきに申し上げましたとおり、意見書に関しては、栃木県情報公開条例第7条第2項に該当する個人情報等の審議にあたることから、これより審議を非公開といたします。報道関係者の方におかれましては、本案件の審議が終わるまで御退席くださるようお願い申し上げます。

(報道関係者 退席)

本部分に関する審議については、県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議にあたることから非公開としています。

それでは、御質問、御意見もないようですので、審議を尽くしたと判断いたしまして、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

それでは、これより会議を再び公開いたします。

(報道関係者 入室)

○議長 御退席いただいた方もいらっしゃると思いますので、御報告いたします。先ほどの第1号議案につきましては、原案どおり議決いたしました。

○議長 次に、第2号議案「小山栃木都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第2号議案「小山栃木都市計画道路の変更について」説明いたします。

第2号議案は、「議案書」の4ページから6ページにかけて記載してございます。5ページの計画書と6ページの位置図を御覧願います。

今回の対象路線は、赤で表示しております「3・2・101号栗の宮線」及び「3・4・7号小山野木線」の2路線でございます。

「3・2・101号栗の宮線」は、小山市栗宮地内を東西に横断する延長約960mの幹線街路でございまして、JR東北本線で分断された栗宮地区をアンダーパスにより連絡し、市街地の一体性を確保する役割を担っております。

また、「3・4・7号小山野木線」は、JR東北本線の東側を南北に走っておりまして、小山市と野木町を連絡し、茨城県古河市に至る約11,710mの幹線街路でございまして、交通量が多い国道4号を補完する重要な路線となっております。

それでは、変更内容について説明いたしますので、お手元の「参考資料」の2ページをお開き願います。2ページ右上の平面図を御覧願います。

今回の主な変更は、「3・2・101号栗の宮線」のうち、国道4号から「3・4・7号小山野木線」までの約730mの区間におきまして道路幅員を変更しようとするものです。

現在の都市計画道路は黄色の線で示しましたとおり幅員20mで、昭和47年に決定されておりますが、これを赤線で示したとおり幅員35.5mに変更しようとするものであります。

下段の横断図を御覧ください。左側に現都市計画の横断図を示しておりますが、アンダー部は自動車の通行を主体とした幅員構成となっております。今回の変更は、歩行者や自転車に対する安全性の確保の観点から、立体交差点及び副道においても、歩行者及び自転車の通行空間を設けた幅員構成としようとするものであります。

また、右下の「小山野木線交差点拡大図」に示しましたとおり、栗の宮線の幅員の変更に伴い、小山野木線の交差点部も変更となるものです。

本変更案につきましては、平成28年12月2日から16日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市町である小山市の意見を聴取しましたところ、平成29年1月12日付で異存のない旨の回答を得ております。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと存じます。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。アンダーパスの拡幅ということで、皆さん便利になる案件だと思います。それでは、特段、御質問、御意見がないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、原案のとおり議決いたします。

○議長 続きまして、第3号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この案件につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) それでは、第3号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」説明をいたします。

第3号議案は、「議案書」の7ページから9ページにかけて記載しておりますが、8ページの計画書と9ページの位置図を御覧ください。

本案件は、民間事業者が、赤色でお示した栃木市大平町地内に産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございまして、建築基準法第51条ただし書きの規定によりまして、この敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

案件の説明の前に、建築基準法第51条ただし書きについて簡単に説明いたします。お手数ですが、お手元の「参考資料」の綴りを御用意願います。3ページをお開き願います。

この資料は、昨年(2016年)10月24日に開催いたしました審議会において、冒頭の説明で使用させていただいたものと同じものでございます。詳しい説明は省略させていただきますが、建築基準法第51条により、都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場と同様に、産業廃棄物処理施設を建築する場合には、都市計画において敷地の位置が決定されていること、すなわち都市計画決定が必要となります。しかし、民間事業者が設置する場合などで恒久性が不確実なものにつきましては、都市計画決定の手続は行わず、「ただし書き」の規定によりまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めた場合のみ、許可をしております。

なお、産業廃棄物処理施設については、県が定める都市計画であることから、「ただし書き」の規定による付議は、県の都市計画審議会へととなっております。

それでは、第3号議案につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木市の建築課長からの説明とさせていただきます。

○特定行政庁(栃木市建築課長) 栃木市建築課長の長でございます。座って説明させていただきます。

それでは、第3号議案について御説明申し上げます。「議案書」は7ページから9ページまででございますが、お手元の「参考資料」によりまして説明させていただきます。「参考資料」の4ページを御覧ください。

本案件は、栃木市におきまして、家電リサイクル法に基づき、特定家庭用機器の再資源化を行っております事業者が、家電製品の大型化に伴う新たな廃家電処理への対応、処理施設の業務の効率化及び再資源化物の品質の向上を図るため、敷地の拡張を行い、家電リサイクルプラントを設置しようとするものでございます。

本施設は、平成23年に産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書きの許可を受けておりますが、今回、廃プラスチック類の破砕施設の処理能力を1日あたり199.2トンから481.68トンと、処理能力が1.5倍を超えますとともに、敷地も約21,500㎡から約44,400㎡に拡張しますことから、改めて建築基準法第51条の許可を取得しようとするものでございます。

資料左上の位置図を御覧ください。当該敷地の位置は、図面右中ほどに赤色の実線で示しております。

施設の位置につきましては、旧大平町の中心部に位置し、東武新大平下駅の東側に隣接しております。また、用途地域につきましては、工業の利便の増大を図る地域である工業専用地域に指定されております。周辺には大規模な関連工場が立地しておりますことなどから、本施設は、周辺の土地利用に支障がないものと考えております。

本施設への搬入・搬出経路ですが、主に位置図に黄色の実線で示した主要地方道栃木藤岡線、一般県道小山大平線、栃木市道等を経由いたしまして、関連工場内通路を経まして搬入・搬出を行う予定でございます。

この施設に至る道路のうち最も幅員の狭い部分は、敷地西側、東武日光線沿いの市道でございますが、最低でも8mの幅員を有しておりますとともに、自転車歩行者道が整備されておりますことから、歩行者の安全性は確保されており、交通上の支障はないものと考えております。

また、関連工場内通路につきましても、幅員6mから8mとなっておりますが、この通路は関連工場内に限られた通路でございまして、十分な待機スペースが確保されており、支障はないものと考えております。

資料右側の施設配置図を御覧ください。これまで、本施設の敷地は赤の破線で示しております区域でございましたが、黄色で示しております家電リサイクルプラント1棟の新設計画に伴いまして、敷地を赤の実線で示しております区域に拡張いたします。

新設する家電リサイクルプラント内に破砕機を集約する計画でございまして、破砕機の処理能力の合計は1日あたり481.68トンでございます。

また、拡張後の敷地面積は約44,400㎡で、施設内には処理作業に必要なスペース、搬入・搬出等の車両が待機できるスペースが確保されております。

本施設における処理の主な流れでございますが、資料左下の「施設の概要」のフロー図を御覧ください。

搬入されました廃家電品は、種類に応じて建屋内の破砕機で破砕処理をし、選別を行った後、これを搬出いたします。搬出先におきましては、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等に再利用されることとなっております。

今回の計画にあたりまして、周辺地域の生活環境に及ぼす影響につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、騒音及び振動等に関する生活環境影響調査を実施したところ、いずれも基準を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないものと考えております。

なお、本施設につきまして、一般廃棄物処理の処理も行いますことから、栃木市都市計画審議会に付議しましたところで、2月3日付で都市計画上支障がない旨の答申を得ております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

第3号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 丁寧な御説明をありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様へ審議を進めていただきたいと思います。御質問、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

○委員 1点確認です。市道1047号の北側の土地利用の状況について、追加で御説明いただけますか。

○特定行政庁（栃木市建築課長） 申請地の北側に道路がありまして、その北側は住宅地となっております。

○委員 絵を見れば住宅地とわかるのですが、その住宅地のほうから、今回のこの件に関して御意見は特段なかったと理解してよろしいですかということと、支障はないですかということの確認です。

○特定行政庁（栃木市建築課長） 御意見は特にございませんでした。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 そのほか御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、御質問、御意見はこれ以上ないようでございます。議論が尽くされたと判断いたしまして、本案件については、都市計画支障ない旨、知事に答申することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がないということですので、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申いたします。

○議長 次に、第4号議案「大田原都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） それでは、第4号議案「大田原都市計画区域内に設置する産業廃棄物

処理施設の敷地の位置について」説明をいたします。

第4号議案は、「議案書」の10ページから12ページにかけて記載しておりますが、11ページの計画書と12ページの位置図を御覧ください。

本案件は、民間事業者が、赤色でお示した大田原市下石上地内に産業廃棄物処理施設を設置しようとするもので、建築基準法第51条ただし書きの規定により、この敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

それでは、第4号議案につきましては、特定行政庁の事務を所管しております大田原市建築指導課長からの説明とさせていただきます。

○特定行政庁（大田原市建築指導課長） 大田原市建築指導課長の秋元でございます。この後は着座にて説明させていただきます。

それでは、第4号議案について御説明申し上げます。「議案書」は10ページから12ページですが、お手元の「参考資料」によりまして説明させていただきます。「参考資料」の5ページを御覧ください。

本案件は、大田原市におきまして、金属くずを主体として廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類等産業廃棄物の破碎処理を行っている事業者が、処理業務の効率化や再資源化物の品質の向上を図るため、敷地の拡張を行い、微細及び高度選別施設を設置しようとするものでございます。

本施設は、既存の敷地内において廃プラスチック類の破碎を行う施設で、1日あたりの処理能力が6トンを超える処理施設について、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となった平成5年の建築基準法改正時点で、1日あたり30トンの処理能力がある廃プラスチック類の破碎施設を操業しており、既存不適格建築物の扱いとして今日に至っております。

今回、敷地を9,956.28㎡から19,577.66㎡に拡張し、既存不適格建築物が建つ敷地を含めて一体利用を図りますことから、建築基準法第51条ただし書き許可を取得しようとするものでございます。

資料図面左側の位置図を御覧ください。当敷地の位置は、図面中ほどに赤色の実線で示しております。

JR東北本線野崎駅から北西へ約2kmに位置しておりまして、用途地域につきましては、工業の利便の増大を図る地域である工業専用地域に指定されております。周辺も大規模な工場が立地しておりますことから、本施設は、周辺の土地利用に支障がないものと考えております。

本施設への搬入・搬出ですが、主に位置図にオレンジ色の実線で示しました国道4号を北上または南下し、大田原市道を経由いたしまして搬入・搬出を行う予定でございます。

この施設に至る道路のうち最も幅員の狭い部分は、市道でございますが、最低でも9mの幅員を有しておりますことと、搬入・搬出等の車両が待機できる十分なスペースが敷地内に確保されており、また、通学路に指定されている部分はなく、交通上の支障はないものと考えております。

資料右側の「施設配置図」を御覧ください。これまで、本施設の敷地は赤の破線で示しております区域でしたが、オレンジ色で示しております工場棟2棟及び製品保管所1棟の計3棟を新たに建築し、

敷地を赤の実線で示しております区域に拡張いたします。赤色で示しました部分が破砕機の位置でございます。破砕機の処理能力は、廃プラスチック類の処理能力として1日あたり35.8トンでございます。

拡張後の敷地面積は約19,600㎡で、施設内には処理作業に必要なスペースや製品保管所及び搬入・搬出等の車両が待機できるスペースが確保されております。

本施設における処理の主な流れでございますが、資料左下の「施設の概要」のフロー図を御覧ください。

搬入されました廃棄物は、破砕機によりせん断され、選別機を経て処理品目ごとに保管された後、再生原料として売却されます。

一方、再生できないものは、中間処理場及び埋め立て処分場にて適切に処理されます。

当施設は、大田原市から発生する一般廃棄物も処理し、有価物であるミックスメタルについても、選別の上、再資源化をしております。

今回の計画にあたりまして、生活環境影響調査を実施いたしましたが、騒音・振動・粉塵のいずれも基準を下回っており、周辺地域の生活環境への影響は特に問題はないものと考えております。

なお、本施設につきまして、一般廃棄物の処理も行いますことから、大田原市都市計画審議会に付議しましたところ、都市計画上支障ない旨の答申を得ております。

以上のことから、本施設の敷地の位置につきましては、都市計画上支障がないものと考えております。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの御説明を踏まえまして、委員の皆様には御審議をお願いしたいと思います。御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

○委員 先ほどの質問と類似しているのですが、図面で見ると東側は都市計画区域外だと理解したいと思いますが、これは農振農用地でしょうか。東側の隣接している土地の状況について追加で御説明をお願いします。

○特定行政庁（大田原市建築指導課長） 御説明申し上げます。ここの敷地の東側は、隣の市である那須塩原市の区域でございます。ここは用途地域上線引きしてありませんので、用途地域は無指定となっております。

隣接地は田んぼでございます。この敷地から一番近い人家は、約200m弱のところに1軒ございます。地図では見づらいのですが、若干色が付いているところの近くです。間には屋敷林がございます。

実はここは既存不適格建築物として平成5年当時から操業していますが、この産業廃棄物処理の計画にあたり、平成8年に産業廃棄物処理の許可を受けています。そのときに、それを設置するにあたり隣接の那須塩原市に意見を聞いております。その際に、支障はない旨の回答を得ております。その後も、ずっと操業しておりますが、周辺から苦情は一切出ていない状況でございます。以上です。

○委員 ということは、今回の敷地の件についても、支障がないという隣接市の判断もあるし、かつ、

排水処理計画も農地のほうには全く無関係だと理解してよろしいですか。

○特定行政庁（大田原市建築指導課長） 今回、処理する内容もほとんど変わりません。若干処理量はふえますが、産廃である廃プラスチック類の処理の方法は全く変わりませんので、どちらかという環境はよくなります。

なおかつ、敷地に隣接する東側に対する影響は、今回の計画は全く影響がないような計画になっておりまして、実際には、敷地を隣接地から若干離して計画区域という配慮もしている状況でございます。以上です。

○委員 わかりました。

○議長 隣の市の御意見もきちんと伺っているということです。そのほか、この案件について御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの御確認をもって議論が尽きたと判断させていただきます。本案件については、都市計画支障ない旨、知事に答申することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申いたします。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議は終了いたしました。本日、御審議いただいた議案につきましては、直ちに答申の手続きをとりますので御了承願います。

続きまして、報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第1号「市町村の都市計画決定案件について」説明いたします。お手元の「報告資料」という綴りを御用意願います。

表紙をめくった1枚目に、報告案件の概要を記載しております。昨年の10月24日に開催いたしました第169回都市計画審議会以降の、平成28年10月24日から平成29年2月9日までの間に、県内の各市町が都市計画決定または変更を行いました案件について、御報告いたします。

1枚めくっていただき、1ページを御覧ください。対象となる案件を一覧表に取りまとめたものでございます。この期間、宇都宮市と小山市におきまして、合計で5件の案件がございました。内訳といたしましては、用途地域などの土地利用に関するものが3件、下水道などの都市施設に関するものが2件となっております。

なお、個別の説明は省略させていただきますが、2ページ以降にそれぞれの概要と位置図を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。報告ということで御確認をよろしく願います。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御審議どうもありがとうございました。

それでは事務局にお返ししますが、注意事項等があると思いますので、よろしく願います。

○事務局 それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日の資料ですが、第1号議案に関わります「意見書の要旨」については、内容に個人情報に関する事項が含まれております。栃木県個人情報保護条例により個人情報の適正管理が求められておりますので、事務局のほうでお預かりさせていただきます。恐れ入りますが、委員の皆様におかれましては、お帰りの際に、席にそのまま置いてお帰りいただければ、事務局で回収をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日御用意いたしましたその他の資料が不要な場合には、そのまま机の上に置いていただきたままで結構です。本日は大変ありがとうございました。

午後2時35分 閉会